

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成22年3月4日（木）

社会・援護局障害保健福祉部  
企画課施設管理室

## 目 次

1	国立更生援護施設等の運営等について	1
2	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園について	10
○	参考資料	
1	国立更生援護施設の概要	13
2	国立更生援護施設の組織再編図	14
3	平成22年度国立更生援護施設等における研修実施計画（案）	
(1)	国立障害者リハビリテーション学院	16
(2)	秩父学園附属保護指導職員養成所	21
(3)	全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）	23
(4)	心身障害児総合医療療育センター	25
4	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設利用者の出身 市区町村一覧	27

# 1 国立更生援護施設等の運営等について

## (1) 国立更生援護施設の組織再編について

### ① 国立更生援護施設の組織の一元化

国立更生援護施設は、障害者のリハビリテーションに関して医療から職業訓練までを一貫して実施する「国立障害者リハビリテーションセンター」をはじめ全国に8施設を設置している。(参考資料:「1 国立更生援護施設の概要」を参照)

平成21年3月に取りまとめられた「国立更生援護機関の今後のあり方に関する検討会」からの提言を受け、国立の施設として統一的な方針のもとで質の高いサービスの提供、先駆的な取組や時代のニーズに即応できる体制とするため、平成22年度より、国立視力障害センター、国立重度障害者センター及び国立秩父学園は国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織として一元化することとしている。

(参考資料:「2 国立更生援護施設の組織再編図」を参照)

これに伴い、各施設の名称が以下のとおり変更となる。

なお、各施設がこれまで行ってきた障害者自立支援法及び児童福祉法上の各事業については、組織再編後も従来どおり実施することとしているので、引き続き管内市町村への周知及び助言方お願いする。

平成21年度(現行)	平成22年度
国立函館視力障害センター (北海道函館市)	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局函館視力障害センター
国立塩原視力障害センター (栃木県那須塩原市)	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局塩原視力障害センター
国立神戸視力障害センター (兵庫県神戸市)	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局神戸視力障害センター
国立福岡視力障害センター (福岡県福岡市)	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局福岡視力障害センター
国立伊東重度障害者センター (静岡県伊東市)	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局伊東重度障害者センター
国立別府重度障害者センター (大分県別府市)	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局別府重度障害者センター
国立秩父学園 (埼玉県所沢市)	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局秩父学園

## ② 国立障害者リハビリテーションセンター病院等の組織再編

国立障害者リハビリテーションセンター病院に「健康増進センター」を新たに設置し、障害者の総合健診（人間ドック）体制の強化、健康の増進及び生活習慣病予防に関する取組を開始するとともに、

- ・ 診療部を、診療科目の専門領域に沿って二部体制へ（第一、第二診療部）
- ・ 重複障害に対応した総合的な機能回復訓練を実施するため、現在の三部（第一～第三機能回復訓練部）を統合し「リハビリテーション部」を設置
- ・ 診療、機能回復訓練に関する臨床データの集積、評価及び分析を行い、標準的なリハビリテーション医療技術の研究開発を行う「臨床研究開発部」を設置することとしている。

また、同センター研究所に、発達障害や高次脳機能障害などに関連する脳機能の研究を行う「脳機能系障害研究部」を新たに設置するとともに、義肢装具の製作等の技術に関する調査研究を行う「義肢装具技術研究部」を設置することとしている。

## (2) 国立更生援護施設の運営について

### ○ 国立障害者リハビリテーションセンター

わが国の障害者リハビリテーションの中核的施設として、

- ・ 医療から職業訓練まで一貫した体系の下での総合的なリハビリテーションの実施
- ・ リハビリテーション技術の研究開発
- ・ リハビリテーション関係専門職員の養成研修
- ・ リハビリテーションに関する情報の収集及び提供
- ・ リハビリテーションに関する国際協力

等の事業を実施している。

## ① 自立支援局の事業内容

自立支援局では障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設として、以下のような事業を実施している。

### ア 現行「国立障害者リハビリテーションセンター」実施分

#### 就労移行支援

身体障害者を対象として、職業的自立を目的とした実践的な訓練等を実施（同一敷地内にある国立職業リハビリテーションセンターの職業訓練を受けることも可能）【標準利用期間：24か月】

#### 就労移行支援（養成施設）

中途視覚障害者を対象として、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師国家資格を取得するための養成訓練【養成期間：中卒5年、高卒3年】

#### 自立訓練（機能訓練）

中途視覚障害者を対象として、社会生活に適応するために必要な歩行、家事訓練等日常生活訓練及び現職復帰の可能性のある者に対して実践的な福祉機器操作訓練や歩行訓練等の実施【標準期間：18か月】

また、頸髄損傷者等の重度の肢体不自由者に対する機能回復訓練、日常生活動作訓練、職能訓練等の医学的・社会的リハビリテーションの実施

【標準利用期間：18ヶ月（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあっては、36ヶ月）】

#### 自立訓練（生活訓練）

主として高次脳機能障害者を対象に、コミュニケーション訓練や日常生活訓練等の実施【標準利用期間：24か月】

※ 平成22年10月から利用定員10名を30名に増員予定

#### 施設入所支援

宿舎の提供、その他生活等に対する相談支援等の実施。

## イ 視力障害センター

視力障害センターは、中途視覚障害者を対象。

### 就労移行支援（養成施設）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格を取得するための養成訓練【養成期間：中卒5年、高卒3年】

※平成20年度から新規募集停止

### 自立訓練（機能訓練）

中途視覚障害者を対象として、社会生活に適応するために必要な歩行、家事訓練等日常生活訓練及び現職復帰の可能性のある者に対して実践的な福祉機器操作訓練や歩行訓練等の実施【標準期間：18か月】

### 施設入所支援

宿舎の提供、その他生活等に対する相談支援等の実施。

## ウ 重度障害者センター

重度障害者センターは、重度の肢体不自由者（主として頸髄損傷者）を対象。

### 自立訓練（機能訓練）

機能回復訓練、日常生活動作訓練、職能訓練等の医学的・社会的リハビリテーションの実施

【標準利用期間：18か月（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあっては、36ヶ月）】

### 施設入所支援

入浴、排せつ、食事等の介護、その他生活に対する相談支援等の実施

## エ 秩父学園

秩父学園は、全国を対象に知的障害の程度が著しい児童及び自閉症等を有する児童又は視覚や聴覚に障害のある知的障害児を入所させ、その保護・指導を実施。

### (ア) 外来診療及び通園療育指導の実施

在宅の知的障害児等を対象に専門家による適切な診療・指導の対応を早期に取組み一層の指導効果を図るため外来診療及び通園による療育指導を実施。

### (イ) 知的障害関係職員等に対する研修の実施

秩父学園附属保護指導職員養成所においては、知的障害関係施設に従事する職員や知的障害児をもつ親及び発達障害関係職員、発達障害者支援センターに従事する職員に対する研修を実施することとしているので、管内市町村等関係機関への周知方お願いする。

<参考資料：「3 平成22年度国立更生援護施設等における研修実施計画（案）（2）秩父学園附属保護指導職員養成所」>を参照。

## ② 発達障害分野への対応

新たな障害分野への積極的な取組みを図る観点から、平成20年10月から病院に発達障害に関する専門外来として「児童精神科（発達障害診療室）」を、研究所に「発達障害情報センター」を設置し、蓄積した治験データ等を基に発達支援の統一的なサービスモデルの研究開発や情報収集・提供機能の強化に引き続き取り組んでいくこととしている。

また、平成20年度から3か年のモデル事業として国立障害者リハビリテーションセンターを中心に国立秩父学園、国立職業リハビリテーションセンターが連携し、就労が困難な青年期発達障害者を対象として、地域での職業生活を含めた自立生活を実現するための就労支援体制のサービスモデルを確立するための事業

を実施しており、その最終年である平成22年度においては、これまでに開発し、検証してきたアセスメントやモニタリング方法などについてのノウハウを整理し、青年期の発達障害者が居住地域において、福祉・医療・雇用に関わる各専門機関の支援を連続的に受けられるための支援体制（地域モデル）を構築し、全国に発信することとしている。

### ③ 高次脳機能障害者への対応

平成21年度から従来の支援拠点機関等全国連絡協議会に加えて、支援拠点機関の支援コーディネーターの職務の向上と情報交換を目的に支援コーディネーター全国会議を実施しているが、平成22年度においてもこれらの会議の開催をはじめ高次脳機能障害者の全国的な支援体制の強化を図るための「全国高次脳機能障害支援拠点センター」として、都道府県における地方支援拠点機関等の相談支援事業の円滑な運営を支援するため、専門的な助言及び関係機関の職員の研修等を引き続き実施することとしている。

### ④ リハビリテーション関係専門職員等に対する研修の実施

学院では、リハビリテーション関係専門職員等の質の向上を図るため各種研修（約20職種）を実施することとしているので、担当職員の受講について特段のご配慮をいただくとともに管内市町村等関係機関への周知方をお願いします。

<参考資料：「3 平成22年度国立更生援護施設等における研修実施計画（案）（1）国立障害者リハビリテーションセンター学院」>を参照。



### (3) 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）について

全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）は、「国際障害者年」の記念事業として位置付け、国が設置した身体障害者福祉センターであり、障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、障害者の各種相談、障害者施策等に関わる職員研修、情報提供等を行っているので、障害者団体等が行う行事や研修等を始めとして、同センターを積極的にご利用いただけるよう関係者等への周知方ご配慮願いたい。

#### ① 相談事業

障害者等に対して生活、就職、法律、年金、補装具等に関する相談（無料）の実施。

- ・ 法律・年金相談は、月1回第2水曜日
- ・ 相談専用メールアドレス [E-mail hirota@abox3.so-net.ne.jp](mailto:hirota@abox3.so-net.ne.jp)

#### ② 研修事業

全国の身体障害者福祉センター職員等を対象として、職務上必要な知識、技術等を習得させることを目的とした研修を実施。

- ・ **新規** 「個別支援計画」作成および運用に関する研修会の実施。
- ・ 研修会問合せ・申込先 [E-mail kensyu@abox3.so-net.ne.jp](mailto:kensyu@abox3.so-net.ne.jp)

<参考資料：「3 平成22年度国立更生援護施設等における研修実施計画（案）（3）全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）」>を参照。

#### ③ 情報提供事業

障害者にかかる情報提供の充実を図るため、障害者福祉に関する実務情報誌「戸山サンライズ」の発行（HPよりバックナンバーの閲覧可）

④ 会議室、宿泊施設等提供事業

各種行事や研修等のための会議室、車いすの方も宿泊できる宿泊施設及び体育施設等の提供

- ・ 宿泊室33室（和室8室(1～4名)、洋室シングル8室・ツイン17室)
- ・ 研修室 2室（大研修室240名、中研修室45名)
- ・ 会議室 7室（大会議室 70名、中会議室50名、小会議室(2)10～20名、特別会議室 25名、会議室A・B(2)各12名)
- ・ 体育館、トレーニング室
- ・ レストラン（定員36名)
- ・ 駐車場（障害者用14台)

【お問合せ先】

全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621

E-mail toyama@abox22.so-net.ne.jp

URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

#### (4) 心身障害児総合医療療育センターについて

心身障害児総合医療療育センターは、戦前より肢体不自由児の療育活動を行ってきた日本で最初の肢体不自由児施設「整肢療護園」を発足の母体とし、昭和42年には、重症心身障害児施設の制度化に伴い「むらさき愛育園」を開設した。

その後、昭和54年に各診療科・検査・外来訓練等の部門を統合した外来療育部を設置し、翌年には障害の多様化等に対応するため、整肢療護園、むらさき愛育園、研修・研究部門等を包括した心身障害児のための総合的な医療療育施設として「心身障害児総合医療療育センター」が発足した。

#### 【研修・研究部門】

同センターにおいては、全国の肢体不自由児施設、重症心身障害児施設に関わる職員等を対象として、療育の充実を図るため各種講習会を開催しているため、管内の関係団体及び施設等に周知方お願いする。

<参考資料：「3 平成22年度国立更生援護施設等における研修実施計画（案）  
(4) 「心身障害児総合医療療育センター」>を参照

【連絡先】	心身障害児総合医療療育センター	研修・研究部	療育研修所
	〒173-0037	東京都板橋区小茂根	1-1-10
	TEL	代表：03-3974-2146	直通：03-5965-1136
	FAX	03-3959-7648	
	URL	<a href="http://www.ryouiku-net.com/">http://www.ryouiku-net.com/</a>	

## 2 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園について

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、平成15年10月に特殊法人 心身障害者福祉協会 国立コロニーのぞみの園が、「特殊法人等の整理合理化計画」（閣議決定）に基づき、「重度知的障害者のモデル的な処遇を行う施設」として独立行政法人に移行したものである。

平成21年度においては、第2期中期目標期間（20～24年度）の2カ年目として、施設利用者の地域生活への移行や、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するモデル的支援及び福祉の支援を必要とする刑務所等矯正施設を退所した障害者の地方生活移行のためのモデル的支援に取り組むなど、目標達成に向けて的確な業務運営に努めているところである。

### (1) 地域生活への移行の推進について

第2期中期目標の主要課題は、施設利用者の地域への移行を積極的に推進することとし、目標期間の最終年度である平成24年度末までに、施設利用者数について、独法移行時（15年10月）と比較して3割縮減する事を定めている。

施設利用者の地域生活への移行について、出身地域やその近隣地域のケアホーム等への移行を基本として進めているところであり、本人・保護者等の意向、本人の生活歴などを尊重しつつ、個々の施設利用者ごとに慎重かつ丁寧に進めていく事を基本に実施している。

第1期中期目標期間中（15年10月～19年度）に計44名、第2期中期目標期間の初年度（20年度）に24名、平成21年度においては、12名（2月1日現在）の施設利用者が、自宅や出身地のケアホーム等で生活するために退所し、地域生活に移行しており、こうした成果は施設利用者の出身自治体等の協力が不可欠であることから、引続き円滑な地域移行について格段のご協力をお願いします。

（別紙「4 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設利用者の出身市区町村一覧表」参照）

## (2) 調査・研究等の実施について

### ① 調査・研究について

第1期中期目標期間（15年10月～19年度）においては、国立のぞみの園の設置目的である重度知的障害者の自立（地域移行）に関する研究に重点を置いて取り組み、第2期中期目標期間（20～24年度）においても、重度知的障害者の地域生活への移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等について取り組む事としている。

なお、得られた成果について、全国の知的障害関係施設等において活用されるように、研究紀要などで情報提供に努めているところであるので、各自治体においても管内の市町村・施設等への周知について一層の取り組みをお願いする。

(平成21年度の主な調査・研究)

- ア. 行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの普及・効果的な実施に関する調査・研究
- イ. 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究
- ウ. 重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究
- エ. 知的障害者の健康管理・医療と福祉連携に関する調査研究
- オ. 行動障害を有するなど支援が困難な者に対する効果的な支援に関する調査・研究等

### ② 養成・研修について

第2期中期目標期間（20～24年度）の養成・研修について、内容等が知的障害関係施設等で活用されるものとなるように努めており、管内市町村・施設等の職員の参加について、特段のご配慮をお願いする。

なお、平成22年度についても、セミナー等を開催する予定で現在調整中であり、決定次第、のぞみの園から、関係自治体や関係施設あてお知らせさせていただくとともに、のぞみの園HPにおいても公表することとしている。開催の際は、関係者への周知方をお願いする。

### ③ 援助・助言について

知的障害者の支援に関し、障害者支援施設等の求めに応じて、援助及び助言を行っているので、管内の知的障害関係施設等へ周知方お願いする。

#### 【主な援助・助言項目】

- ア 利用者の個別支援計画における評価の仕方及び目標設定の考え方
- イ 重度化・高齢化した知的障害者に対する支援技術
- ウ 自閉症・発達障害者の支援に対する支援技術

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 担当部署連絡先

ホームページ : <http://www.nozomi.go.jp/>

#### 【地域生活への移行の推進について】

地域支援部地域移行課 : TEL. 027-320-1602

#### 【調査・研究について】

企画研究部研究課 : TEL. 027-320-1445

#### 【養成・研修について】

企画研究部企画研修課 : TEL. 027-320-1367

#### 【援助・助言について】

事業調整部サービス調整室 : TEL. 027-320-1562

FAX : 027-(320)-1460

e-mail : webmaster@nozomi.go.jp

受付日 : 月曜日～金曜日

※ただし、祝祭日及び年末年始を除く

受付時間 : 午前8時30分から午後5時30分まで

# <参 考 资 料>

1. 国立更生援護施設の概要（平成22年度）

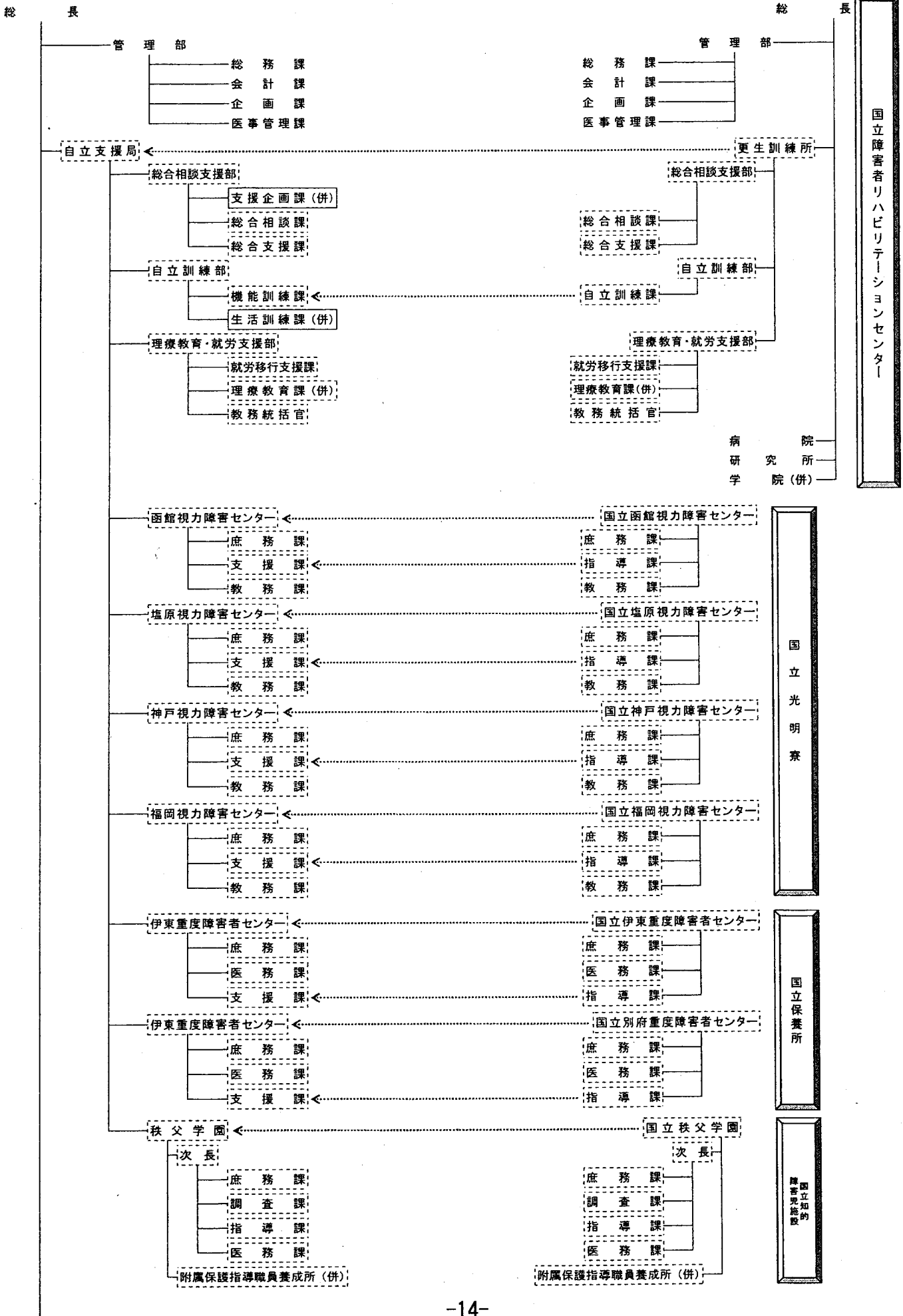
施設名	所在地	利用定員等
国立障害者リハビリテーションセンター TEL 04-2995-3100（代表） ・利用相談：自立支援局総合相談課（内2211～2214） ・病院受診：医事管理課（内3152） ・センター見学：企画課（内2147） FAX 04-2995-3102 http://www.rehab.go.jp/	〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1	自立支援局 就労移行支援（養成施設） 就労移行支援（機能訓練） 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 病院 病床数 研究所 研究部 7部 発達障害情報センター 学院 養成学科 5学科 研修課程 21コース 名 (※340) 計320 100 170 40 (※30)10 200床 230 1,345
函館視力障害センター TEL 0138-59-2751 FAX 0138-59-4383 http://www.hakodate-nhb.go.jp/	〒042-0932 北海道函館市湯川町1-35-20	就労移行支援（養成施設） 自立訓練（機能訓練） 100 10
塩原視力障害センター TEL 0287-32-2934 FAX 0287-32-2941 http://www.shiobara-nhb.go.jp/	〒329-2921 栃木県那須塩原市塩原21-1	就労移行支援（養成施設） 自立訓練（機能訓練） 100 10
神戸視力障害センター TEL 078-923-4670 FAX 078-928-4122 http://www.kobe-nhb.go.jp/	〒651-2134 兵庫県神戸市西区曙町1070	就労移行支援（養成施設） 自立訓練（機能訓練） 100 10
福岡視力障害センター TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365 http://www.fukuoka-nhb.go.jp/	〒819-0165 福岡県福岡市西区今津4820-1	就労移行支援（養成施設） 自立訓練（機能訓練） 100 10
計		440
伊東重度障害者センター TEL 0557-37-1308 FAX 0557-36-0571 http://www.ito-nrh.go.jp/	〒414-0054 静岡県伊東市鎌田222	自立訓練（機能訓練） 70
別府重度障害者センター TEL 0977-21-0181 FAX 0977-21-2794 http://www.beppu-nrh.go.jp/	〒874-0904 大分県別府市南荘園町2組	自立訓練（機能訓練） 70
計		140
秩父学園 TEL 04-2992-2839 FAX 04-2995-2253 http://www.chichibu-gakuen.go.jp/	〒359-0004 埼玉県所沢市北原町860	学園 入園生定員 保護指導職員養成所 養成部 2課程 研修部 18コース 100 40 930

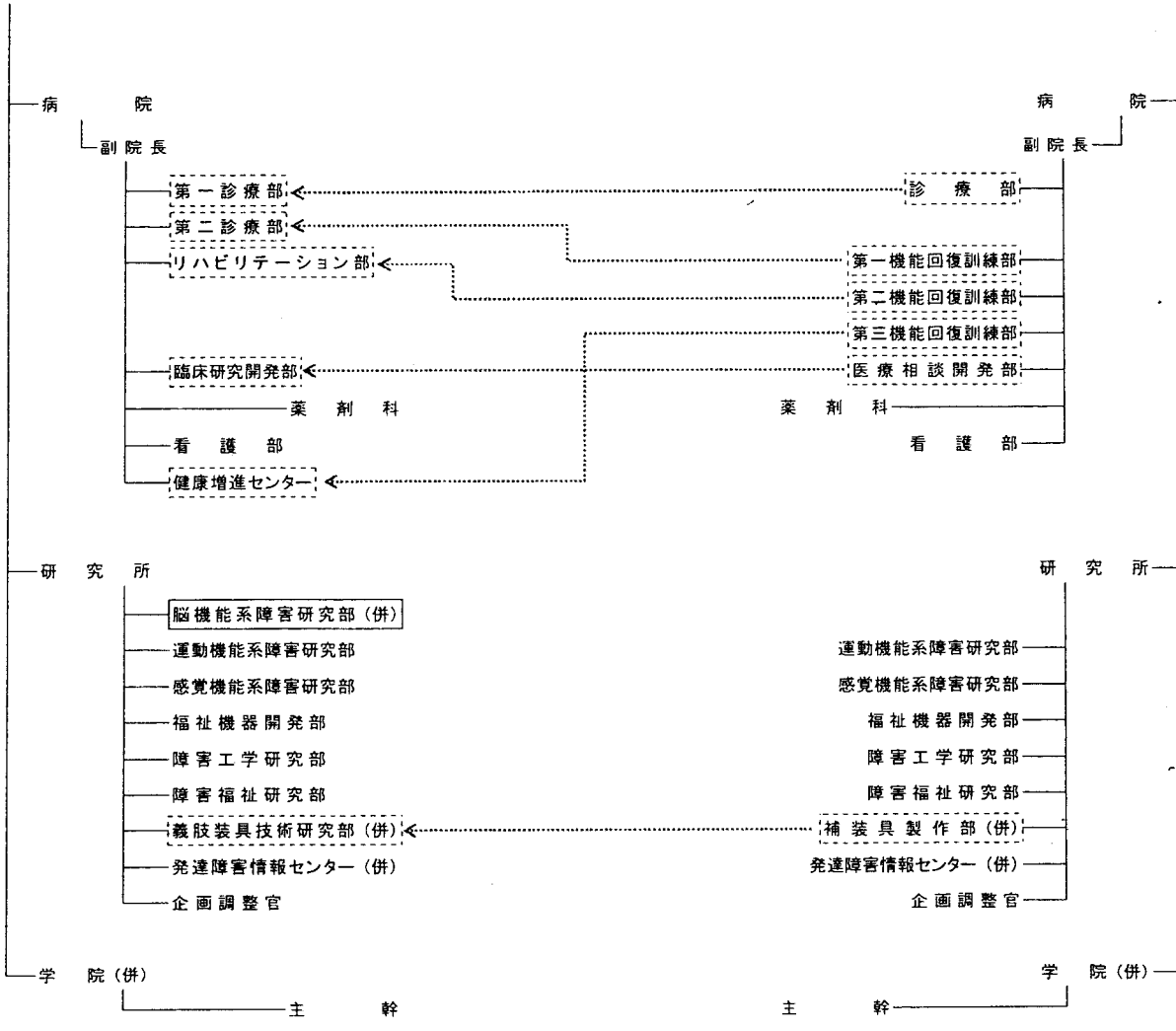
※ 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局の「自立訓練（生活訓練）」については、平成22年10月から利用定員を10名から30名に増員予定。



# 2 国立更生援護施設の組織再編図

□ は新設 □ は振替(名称変更を伴うもののみ)を付している





### 3 平成22年度国立更生援護施設等における研修実施計画（案）

#### (1) 国立障害者リハビリテーションセンター学院

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
補聴器適合判定医師研修会	聴覚障害者の補聴器適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、補聴器適合判定に従事する耳鼻咽喉科医師	7月12日(月)～7月16日(金)	5日	76名
音声言語機能等判定医師研修会	音声言語・嚥下障害をもつ身体障害者に対する判定、音声言語・嚥下障害患者一般に対する臨床等に必要な知識と技術を習得することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、音声・言語（そしゃく）機能障害の判定に従事する耳鼻咽喉科医師	10月20日(水)～10月22日(金)	3日	30名
義肢装具等適合判定医師研修会	身体障害者の義肢装具等適合判定に従事する医師の研修を行い、義肢装具等判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、義肢装具等の適合判定に従事する医師	【第68回】 12月6日(月)～12月10日(金)	5日	100名
視覚障害者用補装具適合判定医師研修会	視覚障害者用補装具適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院、診療所等において、視覚障害者の補助具の適合判定に従事する、あるいは今後従事する予定の眼科医師	8月4日(水)～8月6日(金)	3日	20名
更生相談所長等研修会	更生相談所の所長等に対して、地域リハビリテーション、利用者処遇、福祉機器の活用等により、更生相談所の役割機能が十分に果たせるための医学的な意見交換等を含めた研修を実施し、更生相談所業務の円滑な推進に寄与することを目的とする。	更生相談所長及び更生相談所長が推薦する職員	11月18日(木)～11月19日(金)	2日	50名

義肢装具士研修会	義肢装具士に対する靴型装具製作技術の訓練のため、必要な専門知識と技術を習得することを目的とする。	靴型装具の製作・適合業務に従事している義肢装具士で所属長が推薦する者	8月24日(火)～8月27日(金)	4日	10名
作業療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する作業療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、肢体不自由施設、病院等において、現に作業療法に従事している者で、免許を有し、所属長が推薦する者	10月6日(水)～10月8日(金)	3日	20名
理学療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する理学療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、肢体不自由施設、病院等において、現に理学療法に従事している者で、免許を有し、所属長が推薦する者	11月10日(水)～11月12日(金)	3日	20名
リハビリテーション心理職研修会(基礎)	身体障害者の心理判定業務に従事し、リハビリテーション領域での経験の浅い職員を対象として、心理専門職に必要な基礎的知識及び技術の研修を行い、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市及び中核市又は身体障害者(児)更生援護施設、リハビリテーション病院等において現に心理判定等の業務に従事している者で所属長が推薦する者	5月19日(水)～5月21日(金)	3日	20名
リハビリテーション心理職研修会(応用)	身体障害者の心理専門職業務に従事する者を対象として、実務に必要な専門知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市及び中核市又は身体障害者(児)更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で所属長が推薦する者	9月15日(水)～9月17日(金)	3日	20名

言語聴覚士研修会	聴覚障害、音声機能障害及び言語機能障害のリハビリテーションに従事する言語聴覚士を対象として実務に必要な専門的知識及び技術を習得させその資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、病院等において現に言語訓練等に従事している者で、免許を有し、所属長が推薦する者	11月24日(水)～11月26日(金)	3日	30名
視覚障害生活支援研修会	視覚障害者の訓練に携わっている者に、視覚障害者の生活全般に関する最新の訓練の情報や知識を提供することにより、訓練技術の向上を図ることを目的とする。	(1)都道府県・指定都市及び中核市又は障害者支援施設、盲児施設、病院等において視覚障害者の支援に携わっている者で、所属長が推薦する者  (2)国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害生活訓練専門職員養成課程又は視覚障害学科を卒業した者  (3)視覚障害生活訓練指導員研修等視覚障害者に対する訓練指導員を養成する研修を修了した者	5月26日(水)～5月28日(金)	3日	20名
身体障害者更生相談所身体障害者福祉司等実務研修会	各都道府県・指定都市が設置する身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等に対して職務上必要な技術と知識の習得・訓練を行い、職務能力の向上を図ることにより身体障害者更生相談所業務の円滑な推進に資することを目的とする。	身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等であって、都道府県・指定都市及び中核市民生主管部(局)長が推薦する者	7月7日(水)～7月9日(金)	3日	60名
手話通訳士専門研修会	手話通訳業務に従事している手話通訳士に対して、より高度な通訳技術が要求される通訳場面に対応できる専門的知識と技術の習得に関する現任訓練を行い、聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	手話通訳関連業務に従事している手話通訳士で、所属長が推薦する者	8月30日(月)～9月3日(金)	5日	20名

リハビリテーション看護研修会	リハビリテーション看護に必要な専門的知識を習得し、その資質の向上を図るとともに障害者の看護の充実に資することを目的とする。	身体障害者のリハビリテーション看護に3年以上従事し、看護師、准看護師の免許を有している者で所属長が推薦する者	10月27日(水)～10月29日(金)	3日	50名
福祉機器専門職員研修会	福祉機器に関する専門職員に研修を行い、福祉機器の使用について指導等に必要な専門的技術を習得させることを目的とする。	身体障害者更生相談所、市(区)町村、福祉事務所、社会福祉施設、リハビリテーション病院等において、福祉機器相談等を担当している専門職員で、所属長が推薦する者	1月25日(火)～1月28日(金)	4日	60名
盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会(前期) 盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会(後期)	盲ろう者のコミュニケーション通訳に従事している者に対し、会話点字・盲ろう用手話等の専門的知識と技術を習得させ、各地域における指導的役割を担う人材育成を図ることを目的とする。	市(区)町村において、ガイドヘルパーとして従事している者及び現に身体障害者更生援護施設等において盲ろう者の通訳介助業務に従事している者で、都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長が推薦する者	【前期】 6月7日(月)～6月11日(金) 【後期】 11月15日(月)～11月19日(金)	10日	20名
介助犬・聴導犬訓練者研修会	介助犬又は聴導犬の訓練に従事している者等を対象として、訓練に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	介助犬又は聴導犬の訓練に従事している者及び今後希望する者(現在補助犬育成に関わる人材養成を目的としている専門学校等の学生等を含む。)で、所属長が推薦する者	2月14日(月)～2月18日(金)	5日	20名
高次脳機能障害支援事業関係職員研修会	高次脳機能障害者の診断、評価、リハビリテーション、支援など関連する諸問題について、都道府県・政令指定都市における行政担当者、関係機関の担当者(病院の医師及び関係する職種並びに福祉施設の担当者等)が必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市における行政担当者並びに関係機関(身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所、病院及び福祉施設等)において、診断、評価、訓練、支援等に携わる医師及び関係する職種にある者で、都道府県・指定都市障害保健福祉部(局)長が推薦する者	6月30日(水)～7月2日(金)	3日	200名

相談支援従事者指導者養成研修会	地域の相談支援体制の充実並びに相談支援従事者研修事業の円滑な実施に資するため、都道府県において、ケアマネジメントの手法を用いた相談支援を実践している者に対するスキルアップ並びに地域におけるマネジメント従事者に対する研修・指導・助言及び更なる相談支援体制の構築・推進等について、中核的な役割を担う者の養成を目的とする。	(1)相談支援従事者 現に相談支援に従事している者であって、都道府県が実施する「相談支援従事者研修」において、今後も中心的な役割(企画運営への参画等)を果たすことが見込まれる者として都道府県が推薦する者  (2)都道府県等職員であって、相談支援事業(「相談支援従事者研修」を含む)を担当している者	6月16日(水)～6月18日(金)	3日	207名
サービス管理責任者指導者養成研修会	都道府県において個別支援計画の作成・評価等を行う者に対する研修・指導・助言を中核となつて行う人材の養成を図ることにより、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の質の向上及びサービス管理責任者研修事業の円滑な実施に資することを目的とする。	(1)都道府県が実施する「サービス管理責任者研修」の企画・講師等の役割を担う者のうち、一定の要件を満たす都道府県が推薦する者。  (2)都道府県職員であって、「サービス管理責任者研修」等を担当している者  (3)国立更生援護機関職員であって、サービス管理責任者の要件となる実務経験を満たし、かつ所属長が推薦する者	9月8日(水)～9月10日(金)	3日	292名

※上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

## (2) 秩父学園附属保護指導職員養成所

### 1. 職種・キャリア別研修

研修名		研修目的	受講対象	研修期間	日数	定員
平成22年度 指導員・保育士 コース	第1回基本 コース	知的障害・発達障害関係施設で働いている中堅職員を対象に、 講義を中心に知識・技術等を習得させ、資質の向上を図ることを 目的とする。 基本コースでは、特に通常の生活における基本的な支援方法の 習得を目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員 (看護師も含む)	6月7日(月) ～6月11日(金)	5日	40名
	第2回基本 コース			10月25日(月) ～10月29日(金)	5日	40名
平成22年度 指導員・保育士 コース	第1回応用 コース	知的障害・発達障害関係施設で働いている中堅職員を対象に、 講義を中心に知識・技術等を習得させ、資質の向上を図ることを 目的とする。 応用コースでは、特に処遇困難事例への対応、ケアマネジメント、 就労支援など、より高度な知識とスキル習得を目的とする	知的障害・発達障害関係施設の職員 (看護師も含む)	8月9日(月) ～8月13日(金)	5日	40名
	第2回応用 コース			1月17日(月) ～1月21日(金)	5日	40名
第12回自閉症子育て支援セ ミナー	第13回自閉症子育て支援セ ミナー	自閉症・発達障害のある子どもを持つ家族や施設職員、教師、 保育士等を対象として、講義や実践報告から療育の知識や援助 法を習得させることを目的とする。	自閉症児・者の家族、施設職員、教 師、保育士、医療関係者等	5月29日(土)	1日	100名
				11月13日(土)	1日	100名
平成22年度 医療・健康管理コース		知的障害・発達障害児者の特性について理解し、医療の果たす 役割、留意点についての知識を深めるとともに相互討論を通じ て職員の資質の向上に寄与することを目的とする。	知的障害・発達障害関係施設で利用者 の健康管理にあたる看護師等医療従事 者	7月5日(月) ～7月9日(金)	5日	40名
平成22年度 施設運営管理コース		施設運営に関する専門的な講義、演習を行い、施設長の資質向 上を図り、施設の円滑な運営に寄与することを目的とする。	知的障害関係施設の施設長及び運営管 理に携わる職員	8月25日(水) ～8月27日(金)	3日	30名
平成22年度 新任職員コース		知的障害・発達障害関係施設の職員として必要な基礎知識、援 助技術の習得を目的とする。また参加者の情報交換を行う。	知的障害・発達障害福祉の仕事に従事 する経験2年未満の職員	9月6日(月) ～9月10日(金)	5日	40名

### 2. テーマ別研修

研修名	研修目的	受講対象	研修期間	日数	定員
平成22年度 自閉症入門コース	自閉症・児者の特性を理解し、基本的知識、課題行動へ対応方 法の習得を目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員及 び児童相談所、知的障害者更生相談所 職員(看護師も含む)	7月21日(水) ～7月23日(金)	3日	40名
平成22年度 行動障害コース	行動障害について基礎的な知識・理解を深め、対応方法の習得 を目的とする。		12月8日(水) ～12月10日(金)	3日	40名
平成22年度 地域移行支援コース	地域生活移行支援についての基本的な考え方を学び、地域移行 に際しての基本的な知識や援助技術を習得することを目的とす る。	知的障害・発達障害関係施設の職員及 び知的障害者更生相談所職員	2月23日(水) ～2月25日(金)	3日	40名
平成22年度 自閉症トレーニングセミナー	自閉症の特性を理解し、支援方法の実践トレーニングを行い、 支援方法の習得を目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員、 保育園・幼稚園・通園施設の保育士及 び教職員	10月16日(土) ～10月17日(日)	2日	20名



### 3. 発達障害関係研修

研修名		研修目的	受講対象	研修期間	日数	定員
平成22年度 発達障害者支援センター職員研修会	第1回	各都道府県、政令指定都市が設置する発達障害者支援センターの職員に対し、自閉症およびその周辺領域の発達障害をもつ児(者)に対する療育技術およびその家庭に対する支援方法等について研修を行う。	発達障害者支援センター職員	5月13日(木) ～5月15日(土)	3日	70名
	第2回			11月5日(金) ～11月6日(土)	2日	70名
平成22年度 発達障害関係職員研修会	第1回	都道府県、政令指定都市の発達障害児・者支援の中心的役割を担う行政担当者、保健師および保育士等の現任者に対して、発達障害についての知識を深めるとともに支援技術の向上を図り、もって都道府県等の発達障害児・者支援体制の整備、充実に資することを目的とする。	都道府県、政令指定都市において発達障害児・者支援に携わる行政職、保健師、保育士、知的障害者更生相談所、児童相談所等その他の専門職(※)、相談員等 (※)医師、看護師、心理職、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	9月29日(水) ～10月1日(金)	3日	70名
	第2回			2月2日(水) ～2月4日(金)	3日	70名

### 4. 知的障害者更生相談所職員研修

研修名	研修目的	受講対象	研修期間	日数	定員
平成22年度 知的障害者更生相談所知的障害者福祉司等実務研修会	各都道府県、政令指定都市が設置する知的障害者更生相談所の職員(知的障害者福祉司等)に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門的知識および技術を講義や演習を通して習得させることにより、知的障害者更生相談所の業務の充実を図り、もって知的障害者福祉の一層の向上に資することを目的とする。	知的障害者更生相談所職員	11月17日(水) ～11月19日(金)	3日	40名

※上記の各研修会は、諸事情により日程等を変更する場合がある。

### (3) 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

研修会名		目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者地域生活支援従事者研修会		障害者が地域において、自らのニーズに基づき、保健、医療、福祉等各種サービスから必要なサービスを選択し、尊厳をもって、その人らしく安心して生活を送れるよう支援することが重要である。そこで、地域生活支援業務に必要な知識及び技術について研修し、関係職員の資質の向上並びに地域生活支援体制の円滑な運営の確保を図ることを目的とする。	市町村、障害者福祉センター、相談支援事業所、及びその他関係機関等において障害者の地域生活支援業務に携わる者。	<p>&lt;第1回&gt; 7月13日（火） ～7月16日（金）</p> <p>&lt;第2回&gt; 12月7日（火） ～12月10日（金）</p>	4日	100名	
『個別支援計画』作成および運用に関する研修会		個別支援作成に対する考え方、手法などを検討し、より利用者に寄り添った個別支援計画が作成され、利用者の個性に合わせた計画が作成されることにより、より豊かな日常生活を送ることができるようになることを目的とする。	各事業所の個別支援計画作成担当者及びサービス管理責任者、また、今後計画作成に関わる予定の者。	<p>&lt;第1回&gt; 8月21日（土） ～8月22日（日）</p> <p>&lt;第2回&gt; 11月6日（土） ～11月7日（日）</p> <p>&lt;第3回&gt; 1月29日（土） ～1月30日（日）</p>	2日	70名	
障害者施設職員研修会	新任職員コース	障害者施設等の新任職員に対し、施設の一員として活躍できるよう必要な知識等について研修し、施設運営等の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等の新任職員（異動による新任を含む）。	6月9日（水） ～6月11日（金）	3日	70名	
	機能訓練・健康管理担当者コース	障害者施設等の機能訓練担当者及び健康管理担当者に対し必要な知識、技術等について研修し、障害者支援サービスの向上と施設運営の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等のOT、PT、スポーツ指導員、看護師等で機能訓練、健康管理を担当する者。	10月13日（水） ～10月15日（金）	3日	70名	
障害者福祉センター等職員研修会		身体障害者福祉センター等の施設長及び幹部職員に対し、国の障害者福祉行政等新しい情報を提供するとともに地域の障害者生活支援および施設経営等の知識について研修し、施設運営の充実、強化を図ることを目的とする。	身体障害者福祉センター（A型、B型）及び従来障害者デイサービス事業を実施していた障害者自立支援法に基づく生活介護事業所、地域活動支援センター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。 （開催地：九州地区）	11月18日（木） ～11月19日（金）	2日	50名	
			身体障害者福祉センター（A型、B型）及び従来障害者デイサービス事業を実施していた障害者自立支援法に基づく生活介護事業所、地域活動支援センター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。	2月17日（木） ～2月18日（金）	2日	50名	

研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者サービス コーディネーション研修会	障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務所、相談支援事業所、社会福祉協議会、保健所、障害者施設等に所属し、地域において障害者福祉に携わる者。	<ベーシックコース> 6月22日(火) ～6月25日(金)	4日	100名	
	地域生活支援業務に携わる者に対してより実践的な研修を実施し、地域で中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	地域生活支援業務に携わる者で、リーダーを目指す者(現在、リーダーとして活躍中の者を含む)。	<アドバンスコース> 12月17日(金) ～12月19日(日)	3日	50名	
障害者のためのレクリエーション 支援者養成研修会	障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修し、障害者が潤いある豊かな生活を送れるように支援することのできる人材を養成することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。	障害者施設等において障害者のレクリエーション支援に携わる者。	<ベーシックコース> 9月10日(金) ～9月12日(日)	3日	50名	
	障害者のレクリエーション支援業務に携わる者について、より実践的な内容を研修することにより、レクリエーション支援の中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	障害者のレクリエーション支援担当者で、将来レクリエーション支援のリーダーとなる者(現在、リーダーとして活躍中の者を含む)。	<アドバンスコース> 1月14日(金) ～1月16日(日)	3日	50名	
障害者スポーツ指導員養成研修会	障害者の適性に応じた運動競技種目及び身体運動の実施方法並びにリハビリテーションとの関連性等について研修を行い、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の養成を図ることにより、障害者スポーツの推進に寄与することを目的とする。	日本社会福祉教育学校連盟加盟校等の学生で障害者のスポーツ・レクリエーション活動に興味があり、今後の障害者スポーツ活動の振興に貢献する意欲のある者。	8月3日(火) ～8月6日(金)	4日	100名	修了者は日本障害者スポーツ協会公認「初級スポーツ指導員」の資格取得を申請することができる。

※ 上記の研修会概要は都合により変更することがあります。

(4)心身障害児総合医療療育センター

講習会名	目 的	受講対象者	講習期間	日数	定員
第67回	摂食指導（基礎・実習）講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わる職員	4月27日(火) ～4月28日(水)	2日	60名
第68回			7月20日(火) ～7月21日(水)	2日	60名
第69回			9月28日(火) ～9月29日(水)	2日	60名
第70回			11月16日(火) ～11月17日(水)	2日	60名
第71回			2月8日(火) ～2月9日(水)	2日	60名
第72回			3月8日(火) ～3月9日(水)	2日	60名
第47回			重度・重症児(者) 医療・療育(基礎)講習会	肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わる看護職・療育職員(基礎的な内容になります。摂食指導が入ります)	6月15日(火) ～6月18日(金)
第48回	10月19日(火) ～10月22日(金)	4日			60名
第49回	2月15日(火) ～2月18日(金)	4日			60名
第30回	重症障害児(者)医療看護師講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わる看護師(経験3年以上、医療面の理解を深める)	10月15日(金) ～10月17日(日)	3日	60名
第31回			1月13日(木) ～1月15日(土)	3日	60名

講習会名	目的	受講対象者	講習期間	日数	定員
第17回 給食関係職員講習会	肢体不自由児施設、重症心身障害児(者)施設に勤務する栄養士及び調理師等に障害児(者)に対する栄養指導・調理技術及び給食内容の向上を図ることを目的とする。	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設及び関連施設に勤務し給食関係業務に携わる職員	5月20日(木) ～5月22日(土)	3日	40名
第32回 看護指導者講習会	肢体不自由児施設、重症心身障害児(者)施設に勤務する病棟師長、主任看護師で、療育に従事すると同時に指導者的役割を担っている職員に対し、必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して、療育内容の向上を図ることを目的とする。	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設の病棟師長・主任看護師	5月25日(火) ～5月28日(金)	4日	60名
第9回 障害児者のプール指導講習会	肢体不自由児及び重症心身障害児(者)施設のプール活動に携わる、または関心を持たれる職員に、安全で楽しいプール活動を行うために必要な知識と技術の向上を図ることを目的とする。	障害児(者)のプール指導に携わる職員	6月23日(水) ～6月25日(金)	3日	40名
第68回 重症障害児(者)・肢体不自由児等看護師講習会	肢体不自由児施設、重症心身障害児施設に勤務する看護師および准看護師で、重症障害児(者)の療育に従事している職員に対し、必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して、療育内容の向上を図ることを目的とする。	重症障害児(者)・肢体不自由児の療育に携わる看護師(ある程度の経験を積んだ方が対象です。摂食指導があります)	7月5日(月) ～7月9日(金)	5日	60名
2010年 ポバースアプローチ 脳性麻痺上級講習会	脳性麻痺児の神経発達学的アプローチの概要を修得し、併せてその応用的技術を学ぶことを目的とする。	PT、OT、ST、MDで、ポバース・脳性麻痺基礎コースを修了している者	7月12日(月) ～7月16日(金)	5日	24名
第5回 ペアレントトレーニング講習会	各種療育施設において「発達障害児」の相談支援に携わり、ペアレントトレーニンググループを運営しようとする職員(心理士、福祉士、児童指導員、看護師、教育相談等)に対し、「ペアレントトレーニング」の知識の修得とグループ運営技術を身につけることを目的とする。	療育相談機関(療育施設・保健所・学校等)で発達障害児に関わる職員	8月25日(水) ～8月26日(木)	2日	30名
第69回 重症障害児(者)療育職員講習会	重症障害児(者)施設に勤務する保育士、児童指導員、介護福祉士、療育員等で、重症障害児(者)の療育に従事している職員に対し、必要な知識の習得と相互の情報交換等を通して、療育内容の向上を図ることを目的とする。	重症障害児(者)の療育に携わる療育職員(保育士・指導員・介護士等)	8月30日(月) ～9月3日(金)	5日	60名
第46回 肢体不自由児・重症障害児(者)等療育職員講習会	肢体不自由児施設、重症心身障害児(者)施設、その他の療育施設で、直接療育に従事している療育職員(保育士、指導員等)に対し、必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して療育内容の向上を図ることを目的とする。	各種療育施設において肢体不自由児・重症障害児(者)の療育に携わる療育職員(保育士・指導員・介護士等)	11月8日(月) ～11月12日(金)	5日	60名
第79回 肢体不自由および重症心身障害の児童に関わる看護師講習会	肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等に勤務する看護師及び准看護師に対し、療育に必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して療育内容の向上を図ることを目的とする。	肢体不自由・重症心身障害のある児童の療育に携わる看護師(ある程度の経験を積んだ方が対象です。摂食指導・ペアレントトレーニングが入ります)	12月7日(火) ～12月10日(金)	4日	40名
第43回 幼児通園療育職員講習会	障害児特に重度・重複障害をもつ幼児を中心に、必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して療育内容の向上を図ることを目的とする。さらに「自閉性障害」など情緒・対人関係・行動面での配慮が必要とされる幼児への対応にも触れる。	幼児通園療育に携わる療育職員(保育士・児童指導員等)	1月17日(月) ～1月21日(金)	5日	40名
第32回 重症障害児(者)医療講習会	各種の療育施設等で、障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わる医師を対象とする。重症児(者)の医療・療育内容のさらなる向上を図ることを目的とする。	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わる医師	3月12日(土) ～3月13日(日)	2日	60名

4 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設利用者の  
出身市区町村一覧表

平成22年2月1日 現在

	都道府県	市町村	人数		都道府県	市町村	人数	
1	北海道	札幌市 南区	1	46	埼玉県	中之条町	1	
2		帯広市	1	47		さいたま市 北区	3	
3		北見市	1	48		さいたま市 桜区	1	
4		苫小牧市	1	49		さいたま市 南区	1	
5		伊達市	1	50		川越市	2	
6		江差町	1	51		熊谷市	1	
7		士幌町	1	52		川口市	2	
8	岩手県	花巻市	1	53		所沢市	1	
9		北上市	1	54		東松山市	1	
10		奥州市	1	55		春日部市	2	
11		大槌町	1	56		狭山市	1	
12	宮城県	仙台市	1	57		羽生市	2	
13	秋田県	秋田市	1	58		鴻巣市	1	
14		五城目町	1	59		深谷市	1	
15	山形県	山形市	1	60		上尾市	1	
16		飯豊町	1	61		草加市	1	
17		三川町	1	62		入間市	2	
18	福島県	郡山市	1	63		北本市	1	
19	茨城県	水戸市	2	64		三郷市	1	
20		日立市	2	65		坂戸市	1	
21		土浦市	2	66		吉川市	1	
22		古河市	1	67		ふじみ野市	1	
23		結城市	1	68		三芳町	1	
24		常陸太田市	1	69		小川町	2	
25		高萩市	1	70		吉見町	1	
26		筑西市	2	71		鳩山町	1	
27		栃木県	宇都宮市	4		72	寄居町	1
28			足利市	3		73	宮代町	1
29	栃木市		1	74	千葉県	千葉市	9	
30	鹿沼市		1	75		銚子市	2	
31	小山市		1	76		市川市	6	
32	大田原市		1	77		船橋市	4	
33	大平町		1	78		松戸市	2	
34	岩舟町		1	79		野田市	1	
35	塩谷町		1	80		佐倉市	1	
36	那須町		1	81		柏市	2	
37	群馬県	前橋市	5	82		八千代市	3	
38		高崎市	3	83		鴨川市	1	
39		伊勢崎市	1	84	浦安市	1		
40		太田市	3	85	八街市	1		
41		渋川市	1	86	匝瑳市	1		
42		藤岡市	1	87	睦沢町	1		
43		安中市	2	88	東京都	港区	1	
44		神流町	2	89		新宿区	2	
45		甘楽町	1	90		文京区	1	

	都道府県	市町村	人数		都道府県	市町村	人数
91	東京都	台東区	2	144	新潟県	長岡市	8
92		墨田区	2	145		三条市	3
93		江東区	2	146		柏崎市	1
94		品川区	3	147		小千谷市	2
95		目黒区	3	148		燕市	1
96		大田区	3	149		佐渡市	1
97		世田谷区	5	150		魚沼市	1
98		渋谷区	1	151		南魚沼市	3
99		杉並区	2	152		阿賀町	1
100		豊島区	4	153		川口町	2
101		北区	5	154	富山県	富山市	2
102		荒川区	2	155		滑川市	2
103		板橋区	4	156		入善町	1
104		練馬区	6	157	石川県	金沢市	2
105		足立区	7	158		七尾市	1
106		葛飾区	4	159		加賀市	1
107		江戸川区	4	160	山梨県	甲府市	2
108		八王子市	3	161		大月市	1
109		立川市	1	162		北杜市	1
110		武蔵野市	2	163		甲斐市	1
111		三鷹市	3	164		増穂町	1
112		青梅市	1	165		南部町	1
113	府中市	1	166	長野県	長野市	2	
114	昭島市	2	167		上田市	1	
115	調布市	1	168		南牧村	1	
116	小金井市	1	169	岐阜県	岐阜市	1	
117	日野市	1	170		多治見市	1	
118	東村山市	1	171		惠那市	1	
119	国分寺市	2	172		郡上市	1	
120	東大和市	1	173	静岡県	静岡市	1	
121	東久留米市	3	174		浜松市	1	
122	瑞穂町	1	175		沼津市	1	
123	神奈川県	横浜市 鶴見区	1		176	三島市	2
124		横浜市 神奈川区	1		177	掛川市	1
125		横浜市 南区	1		178	藤枝市	1
126		横浜市 保土ヶ谷区	1		179	裾野市	1
127		横浜市 金沢区	1		180	湖西市	1
128		横浜市 港北区	2		181	伊豆の国市	1
129		横浜市 緑区	1		182	川根本町	1
130		横浜市 瀬谷区	3	183	森町	1	
131		川崎市 高津区	1	184	愛知県	名古屋市	3
132		川崎市 多摩区	1	185		一宮市	1
133		横須賀市	1	186		瀬戸市	2
134		平塚市	1	187		弥富市	1
135		藤沢市	2	188	三重県	伊勢市	1
136		小田原市	1	189		御浜町	1
137		相模原市	5	190	滋賀県	彦根市	1
138		秦野市	1	191		東近江市	1
139	厚木市	2	192	京都府	綾部市	1	
140	大和市	1	193		精華町	1	
141	座間市	1	194	大阪府	大阪市 天王寺区	1	
142	南足柄市	1	195		大阪市 城東区	1	
143	新潟県	新潟市	2		196	高槻市	1

	都道府県	市町村	人数		都道府県	市町村	人数
197		守口市	2	223	愛媛県	松山市	1
198		八尾市	1	224		今治市	1
199	兵庫県	神戸市	3	225		伊方町	1
200		西宮市	1	226	高知県	高知市	1
201		相生市	1	227		土佐町	1
202		豊岡市	2	228	福岡県	北九州市	1
203		赤穂市	2	229		大牟田市	1
204		宝塚市	1	230	佐賀県	小城市	1
205		奈良県	天川村	1	231	大分県	大分市
206	和歌山県	和歌山市	1	232	宮崎県	宮崎市	2
207		紀の川市	1	233	鹿児島県	いちき串木野市	1
208	鳥取県	鳥取市	1				
209		八頭町	1				
210		琴浦町	1				
211	島根県	松江市	1				
212		出雲市	2				
213		雲南市	2				
214	岡山県	岡山市	2				
215	広島県	広島市	4				
216		三原市	1				
217		尾道市	1				
218		廿日市市	1				
219	山口県	周南市	1				
220	徳島県	阿南市	1				
221	香川県	丸亀市	2				
222		小豆島町	1				

合計	都道府県	42
	市区町村	222
	入所利用者数 (入所利用者中、有期限者2名)	379